

廃止措置の主な作業 ～①燃料搬出～

- ◆ 廃止措置計画認可申請時点において、女川1号機の使用済燃料プールに貯蔵している使用済燃料(821体)は、第2段階の開始までに、再処理事業者に譲り渡すか、または女川3号機の使用済燃料プールへ搬出し貯蔵する。また、3号機の使用済燃料プールに貯蔵した使用済燃料は、廃止措置が終了するまでに、再処理事業者へ譲り渡す。
- ◆ 廃止措置計画認可申請時点において、すでに女川2号機および3号機の使用済燃料プールに貯蔵されている1号機の使用済燃料(2号機:95体、3号機:66体)は、廃止措置が終了するまでに、再処理事業者へ譲り渡す。
- ◆ 新燃料(女川1号機の使用済燃料プール:40体、1号機の新燃料貯蔵庫:1体)は、第2段階の開始までに加工施設へ全量搬出し、加工事業者へ譲り渡す。

使用済燃料および新燃料の貯蔵場所と数量について

種類	貯蔵場所	数量
使用済燃料	1号機 使用済燃料プール	821体
	2号機 使用済燃料プール	95体
	3号機 使用済燃料プール	66体
新燃料	1号機 使用済燃料プール	40体
	1号機 新燃料貯蔵庫	1体

(2019年6月末現在)